

平成19年 No.46

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程

改正理由

本学中期計画（平成16年度から平成21年度）に掲げるキャリア教育支援体制を推進するため、学生相談支援センターキャリア支援部門及び就職委員会の機能を統合し、学生キャリア支援センターを設置するものである。

承認経過

平成19年9月5日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程を次のように制定する。

平成19年9月6日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成19年規程第28号

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東京学芸大学学生キャリア支援センター（以下「センター」という。）は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における学生のキャリア形成及び就職活動を支援することを目的とする。

### (業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達の支援に関すること。
- (2) 学生の進路相談に関すること。
- (3) 学生の教員就職支援に関すること。
- (4) 学生の一般就職支援に関すること。
- (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。
- (6) 東京教師養成塾等に関すること。
- (7) その他学生のキャリア支援に関すること。

### (職員)

第3条 センターに、センター長、専任教員及び兼任教員を置く。

- 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特任教授等（特任教授、特任准教授及び特任講師をいう。）を置くことができる。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (センター長)

第4条 センター長は、本学専任の教授のうちから、次条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合に任命されるセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 運営委員会

### (運営委員会)

第5条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの職員に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

### (組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副学長（教育等担当）
- (3) 学系長
- (4) その他学長が委嘱する者 若干名

### (任期)

第8条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

### (会議)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第3章 センター会議

### (センター会議)

第12条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。

- 3 副学長（教育等担当）及び第3条第2項の特任教授等は、必要に応じてセンター会議に出席し、意見を述べることができる。

#### 第4章 雑則

##### （事務）

第13条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生サービス課就職支援室が処理する。

##### （補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初のセンター長、兼任教員及び第7条第4号の委員の任期は、第4条第3項、第3条第3項及び第8条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 この規程施行後最初に任命されるセンター長の推薦は、第4条第1項の規定にかかわらず、東京学芸大学キャリア支援推進本部が行うものとする。
- 4 東京学芸大学就職委員会規程（昭和56年規程第6号）は、平成20年3月31日限り廃止する。